認証企業募集！

「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度



京都府では、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるため、
ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に積極的に取り組む中小企業を
「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業として認証しています。

制度のメリット

ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることにより、企業イメージの向上や人材確保・定着につながるほか、様々なメリットがあります。

宣言すると

取組を広く発信し、企業イメージの向上につながります！

京都府ホームページでの掲載

京都府の専用サイトで各社の取組方針や状況、企業のアピールポイントを掲載します。

ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供

セミナーや支援事業など、企業に役立つ情報をお届けします。

＋

さらに 認証を取得すると

企業の成長やビジネスチャンスの拡大に役立つさまざまなメリットがあります！

認証マークの利活用

認証書を交付するとともに、企業のホームページや名刺などで認証マークを利活用いただけます。

府の物品調達や融資・金利優遇

優先的な物品調達の対象となる「地域貢献企業」への登録や、「雇用・環境経営促進金利優遇制度」を利用できます。

※物品調達については必ずしも発注があるとは限りません。

府の建設工事の入札参加における加点

京都府建設工事競争入札参加資格審査基準において加点されます。

そのほかにも、メリットたくさん！（※メリットは変更する場合があります）

申請・問合せ先

京都府 文化生活部 男女共同参画課 京都ウィメンズベース
〒601-8047　京都府京都市南区東九条下殿田町70　京都テルサ東館2階
TEL：075-692-3495／FAX：075-692-3497
Mail：wlbc-kyoto@pref.kyoto.lg.jp　https://www.pref.kyoto.jp/wlbsuisin/

京都府

制度の概要

STEP 1 「宣言」企業への登録

働きやすい職場づくりや、仕事と育児・介護の両立支援、女性活躍の推進など、自社の実情に応じた具体的な取組目標を掲げて宣言します。
宣言いただいた内容は府の専用サイトで紹介します。

対象企業

常用雇用労働者（全社）300人以下の中小企業で
- 府内に本社のある企業
- 府外に本社のある企業の府内営業所

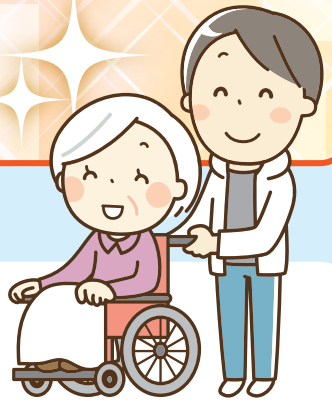
宣言した取組を実践



STEP 2 「認証」企業へステップアップ

申請要件

- ☑ 仕事と子育ての両立及び仕事と介護の両立について、どちらも法定以上の取組を実施している
- ☑ 従業員が育児休業又は介護休業を取得し復帰している
- ☑ 認証基準点（130点）に達している
- ☑ 最新の法令に準拠した就業規則等を整備し届出済である



認証の流れ

企業

1 提出（Step1）：府に宣言登録用紙を提出

3 取組：宣言した方針に取り組む

4 申請（Step2）：府に認証申請書を提出

府

2 宣言：府が宣言企業として登録・公表（※2年毎に更新）

5 審査：府が基準に基づき審査・決定

6 認証：認証・公表（※3年毎に更新）

※宣言・認証には有効期間があります。継続のためには、更新申請が必要です。

よくある質問（Q&A）

Q 本社が他府県にあり、京都府内に事業所がある場合でも登録できますか。

A 本社が京都府外でも府内に支店や事業所がある企業であれば登録可能です。ただし、常時雇用する従業員数が全社で300人以下が条件となります。

Q 「宣言」と「認証」の手続きの違いは何ですか。

A 「宣言」は登録用紙をご提出いただくことで登録できます。一方「認証」は企業からの申請に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する一定の基準を満たしているかを京都府が審査の上、認証します。

Q 更新手続とはどのようなものですか。

A 宣言企業は2年、認証企業は3年に一度更新申請を行います。企業名、住所、担当者等の変更の有無及びワーク・ライフ・バランス推進への取組状況等について報告いただきます。

Q 登録してから企業名や住所が変更になった場合、どうすればいいですか。

A 企業名や住所など企業の状況に変更がありましたら、随時お知らせください。府の専用サイトに掲載している内容を変更します。

ワーク・ライフ・バランスの推進で、企業も従業員も、いきいきと輝く未来へ！

令和8年10月作成